

授業収録配信システム運用基本方針

平成 29 年 3 月 24 日

学務審議会

1. 導入の経緯について

授業収録配信システムは、修学上の配慮を必要とする学生の継続的な支援及び学生の効果的な学習の促進並びに授業担当教員による自身の授業改善活動の支援を目的として導入し、全学的に利用できる教育共通基盤として運用します。

2. 対象となる授業科目

川内北キャンパス A・B・C 棟及びマルチメディア教育研究棟で実施される全学教育科目を対象とします。

3. 授業収録について

- (1) 収録にあたっては、授業担当教員の意向に沿って実施します。事前に収録可否の希望を確認します。ただし例外として、修学上の配慮が必要な学生がいる授業は別途学務審議会委員長より依頼し、全ての授業を収録します。
- (2) クォーター制を試行することに伴い履修登録期間が短くなるため、学生が当該授業を受講するか否かを判断する材料、すなわち「授業のサンプル動画」として活用するために初回の授業を録画させて頂きたいので、授業担当教員に協力を依頼します。
- (3) 授業収録配信システム上では、授業は「録画しない」を初期設定としますが、(1)又は(2)のとおり授業担当教員の意向に基づき、システム担当者が設定を変更するものとします。
- (4) 教室利用者用に、現在どの教室が録画状態になっているかを確認できるようにします。

※注：録画中でない教室とは、録画はされるが配信はされない教室という意味ではなく、録画そのものが行われない教室の意味です。

4. 録画した授業動画の活用方法について

録画した授業動画は、①修学上の配慮が必要な学生のための活用、②授業をやむを得ず欠席した学生、理解が進まない学生の復習としての活用、③次年度のシラバスと連携した「授業のサンプル動画」としての活用、④授業日を確保できなかった場合に緊急避難的に補講用としての活用、⑤授業担当教員による自身の授業改善活動の支援に活用することなどを基本とします。その他の有用な活用方法が開発された場合は随時、学内に紹介するようにします。

5. 公開について

- (1) 録画された授業動画は、ティーチング・アシスタント等を含む授業担当者のみが確

認できる状態で授業収録配信システム上に登録されますが、そのままでは受講学生には公開されません。

- (2) 授業担当教員は、受講学生のみ公開する他に、受講学生以外の東北大学の学生又は教職員（東北大 ID 保持者）にも公開する、あるいは認証無しで東北大学以外の誰にでも公開するなど、公開範囲を指定できます。
- (3) 公開範囲の変更作業は授業担当教員が行うものとします。
- (4) 3.(2)で録画した授業動画は、システム担当者が次年度のシラバスとデータを連携し、授業科目名、授業担当教員名が一致した場合は「授業のサンプル動画」として東北大学 ID を持つ全ての学生に公開します。公開にあたって、授業動画の編集が必要な場合は授業担当教員がシステム担当者に申し出ることとします。なお、非公開にする場合は、授業担当教員が自身で非公開の設定を行うこととします。

6. 保存期間について

3. (1) で録画した授業動画の保存期間は、セメスター科目・クォーター科目にかかわらず、当該授業が開講された学期（セメスター）の終わりまでとします。
3. (2) で録画した授業動画の保存期間は翌年度の配当学期までとします。

7. 著作権及び学生の肖像権について

- (1) 授業中に提示された著作物が適切な引用となっていない状態で配信された場合は、著作権法違反となる可能性がありますので注意を呼びかけ配慮を依頼します。
- (2) 録画された映像にも著作権が発生します。特に取り決めがない場合は大学側に著作権はなく、授業担当教員が映像を自由に使用（二次利用を含む）できます。
- (3) 録画にあたっては、学生へ授業前に告知し同意を得るよう授業担当教員に依頼します。標準的な告知文は別途、提供します。また、学生からの申し出があった場合には、その申し出の内容に応じて授業担当教員と協力し、編集等に対応するものとします。

8. その他

- (1) 授業収録配信システムの運用にあたっては、関係資料等を東北大学全学教育ウェブサイトに掲載します。
- (2) 授業収録配信システムに関する運用上の事項等については、全学教育科目全体の実施環境や授業実施方法と密接にかかわることから、学務審議会教務委員会の所掌とします。